平成２７年（フ）第３５号
秋田県大仙市四ツ屋字下古道112番地１
破産者　鎌田　翔悟
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第４３号
秋田県仙北市角館町白岩本町89番地４、前住所神奈川県横浜市瀬谷区本郷２丁目38番地37フィオーレＢ101
破産者　髙橋　　章
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１７９号
茨城県下妻市中郷468番地１
破産者　渡辺　　浩
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５６号
埼玉県東松山市本町２丁目３番31号　砂生宅
破産者　吉田　勝義
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１４３２号
横浜市港北区綱島東５丁目11番27号
破産者　井上　愼司
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６９３号
横浜市港南区野庭町662番地　野庭住宅４棟202号
破産者　湯浅　　一
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１０９号
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目４番地１　シェーンブルン瀬谷303
破産者　山形　真矢
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１１５号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町299番地１　サンクタス横濱三ツ沢公園203号
破産者　中田　扶治
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９４号
新潟市東区白銀１丁目17番地１　ホワイトビラ101号
破産者　滝澤　信吾
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８号
富山市布瀬町南２丁目11番地５　レラカムイ303号
破産者　折南百合子
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５５号
富山県中新川郡上市町正印７番地２
破産者　森谷　妙子
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８０１号
大阪市北区天満橋１丁目８番10―2102号、前住所和歌山県有田市箕島134番地１
破産者　田中　利典
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７３４号
広島市東区牛田新町３丁目５番３―407号
破産者　青山　昇平
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４号
山口県周南市遠石３丁目６番33号
破産者　原田　光恵
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６３号
広島市西区庚午北４丁目５番30―104号
破産者　古川佐千夫
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第３１号
大分県速見郡日出町大字真那井3331番地　三浦利洋方、住民票上の住所大分県別府市亀川四の湯町４番14号
破産者　武田はるみ
１　決定年月日　平成28年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居259番地　マノアールＢ406号
破産者　大森　隆生
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
大阪府泉大津市千原町２丁目14番36号
破産者　イーグルこと　藤井　公人
１　決定年月日　平成28年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
大阪府岸和田市吉井町１丁目７番９号
破産者　三井　正男
１　決定年月日　平成28年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係